

使用上のご注意

- 1 合葬式墓所の使用にあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「宝塚市営霊園条例」、「宝塚市営霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
- 2 次の場合には、合葬式墓所の使用権が消滅します。
 - ・合葬式墓所使用権を第三者に譲渡、又は転貸したとき。
 - ・合葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。
 - ・偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
 - ・墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又は宝塚市営霊園条例、同施行規則の規定に違反したとき。
- 3 埋蔵（納骨）については、使用許可を受けた焼骨に限ります。
- 4 埋蔵室では骨壺の大きさは幅および奥行き22cm、高さ26cm以下まで受け付けます。
上記寸法を超えるものは埋蔵室の安置スペースに収納できませんので、移し替えてください。
骨壺を運搬される際は十分注意してください。
- 5 **合葬室、埋蔵室へは立ち入ることができません。**
いずれも埋蔵（納骨）は、職員が行います。
- 6 焼骨を埋蔵（納骨）しておらず、使用許可日から5年以内に合葬式墓所の使用取りやめの届出をされた場合は、納入された使用料の半額をお返しします。（ただし、記名板使用料の返金はできません。）
- 7 **合葬式墓所へ埋蔵（納骨）された焼骨は、一切返還することができません。**

いずれの場合も宝塚市生活環境課（☎0797-77-2146）まで必ずご連絡ください。

墓石不要 維持管理不要 後継者不要 生前申込可能



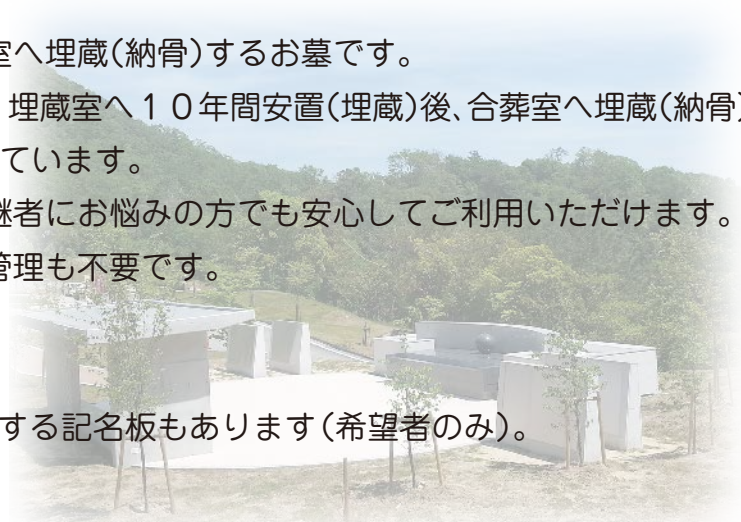
宝塚市以外にお住まいの方もお申込みいただけます。

予約は不要ですので、宝塚すみれ墓苑の開苑時間内（午前8時～午後5時）に、自由にお越しください。

宝塚すみれ墓苑 合葬式墓所

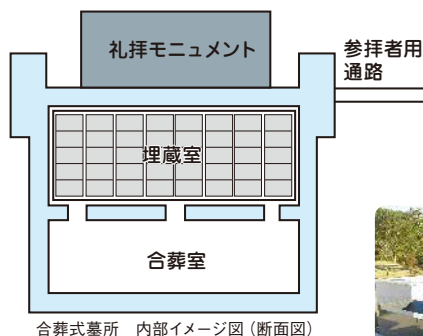
合葬式墓所の特色

- ・合葬式墓所とは、焼骨を共同の合葬室へ埋蔵(納骨)するお墓です。
- ・直接合葬室へ埋蔵(納骨)する方式と、埋蔵室へ10年間安置(埋蔵)後、合葬室へ埋蔵(納骨)する方式の2つのプランをご用意しています。
- ・お墓を承継する必要がないため、後継者にお悩みの方でも安心してご利用いただけます。
- ・墓石等を建立する必要がなく、維持管理も不要です。
- ・生前のお申込みもできます。
- ・宗旨・宗派も問いません。
- ・埋蔵(納骨)された方のお名前を刻字する記名板もあります(希望者のみ)。



合葬式墓所の概要

経営主体	宝塚市
所在地	宝塚市下佐曽利字大谷1番66 宝塚市立宝塚すみれ墓苑内 TEL 0797-83-5070 FAX 0797-83-5071
規模	鉄筋コンクリート造 地下1階建 合葬室 3,000体 埋蔵室 600体
主な施設	礼拝広場、合葬室、埋蔵室、 モニュメント、記名板、東屋
供用開始	2018年6月



合葬式墓所 内部イメージ図(断面図)



礼拝モニュメント・献花台



埋蔵室(安置スペース)



宝塚すみれ墓苑管理事務所

宝塚市立宝塚すみれ墓苑の概要

主な施設	管理事務所 墓苑のご案内、墓苑使用に関するご相談を承っているほか休憩所を兼ね、飲み物を販売しております。 その他 苑内休憩所、お手洗い、東屋、駐車場、水汲み場等苑内各所に設置
開苑日	年中無休 年末年始も開苑し、自由にお参りしていただけます。
開苑時間	標準開苑時間 午前8時から午後5時まで 盆、(春・秋)彼岸の墓参期の開苑時間 盆、(春・秋)彼岸のうち路線バス運行日の各3日間は、午前8時から午後6時まで開苑しています。

申込受付場所等

宝塚市役所2階 生活環境課窓口で受付します。
宝塚市東洋町1番1号 ☎0797-77-2146
※宝塚すみれ墓苑の管理事務所では受付いたしません。
※申込状況等の都合により募集していない場合があります。
※募集の有無については、生活環境課へお問い合わせ、又は市ホームページをご覧ください。

使用料の納入、使用許可証の交付

お申込み手続き後、数日のうちに納入通知書を郵送します。市指定の公金取扱金融機関の窓口にて、記載された納期限までに納付してください。納付の確認後に、合葬式墓所使用許可証を郵送いたしますので大切に保管してください。
※ご入金後に申込内容を変更することはできません。

申込資格及び提出書類

	申込区分	必要書類等
焼骨をお持ちの方	初めて納骨される場合	①申請者の住民票 (本籍地の記載 があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの) ②埋火葬許可証、火葬済証明書、分骨証明書のいずれかの原本(確認後、お返しします)
	他墓所から改葬される場合	①申請者の住民票 (本籍地の記載 があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの) ②改葬許可証、埋蔵証明書のいずれかの原本(確認後、お返しします)
生前申込の方	ご自身の将来的な納骨として申込む場合	①申請者の住民票 (本籍地の記載 があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの)
	ご親族の将来的な納骨として申込む場合	①申請者の住民票 (本籍地の記載 があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの) ②納骨予定の方の住民票 (本籍地の記載 があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの)

使用料

申込プラン	使用料(1体あたり)	説明
直接合葬方式(生前申込も同様)	55,000円(税込)	骨入れ袋に入れていただいた焼骨を、合葬室へ埋蔵(納骨)します。
埋蔵室安置後合葬方式	110,000円(税込)	焼骨を骨壺のまま埋蔵室で10年間安置(埋蔵)後、骨入れ袋に移し替えて、合葬室にあらためて埋蔵します。
埋蔵室安置後合葬方式(生前申込)	132,000円(税込)	埋蔵(納骨)日まで埋蔵室内の安置スペースを確保し、埋蔵後は上記プランと同様の埋蔵方式となります。

※上記金額は2023年4月1日時点のものであり今後改定する場合があります。

記名板使用料

内容	使用料(1件あたり)
記名板	55,000円(税込)

※上記金額は2023年4月1日時点のものであり今後改定する場合があります。

※記名板の使用は希望申込制です。
※記名板使用料は返金できません。
※記名板は合葬式墓所使用の申請書提出時(申し込み時)、もしくは提出後のどちらでも申込みいただけます。
※記名内容には文字数や字体の制限があります。
※連名の場合は生年月日、死亡年月日を刻字することはできません。
※記名板への刻字は、入金確認の約2ヶ月後又は、埋蔵後1週間以内のどちらか遅い方に刻字します。

記名板(希望制)

記名板へは合葬式墓所に埋蔵された方のお名前、生年月日、死亡年月日を刻むことができます。連名での記名も可能です。合葬式墓所の使用許可証とは別に、記名板の使用許可証を交付します。(以下の3種類からお選びください)

宝塚 太郎	宝塚 太郎 1945.11.31~2015.10.20	宝塚 太郎 宝塚 花子
記名板刻字イメージ① (埋蔵者名のみ)	記名板刻字イメージ② (埋蔵者名、生年月日、死亡年月日)	記名板刻字イメージ③ (埋蔵者 連名)



礼拝広場の一角に設置されています